別紙2

業者基本情報(島根県 / 役務)

2日 令和 <mark>6</mark>年 9月

システムの申請日を記載

商 号 又 は 名 称 <u>ザナヘゼ・アー・</u>

登記表示のとおり記載

其太	情報

■ 基本情報							<u>_</u>
しまねゆひ	めいくカンパニーの認定状況	認定の有無			有 •	無 (いずれかに〇)	
こっころカ	フンパニーの認定状況		認定の	の有無	有・	無 (いずれかに〇)	
しまね女	性の活躍応援企業登録状況		登録の	の有無	有・(無 (いずれかに〇)	
ISO1400	1の認証・登録状況		取得の	の有無	有・	無 (いずれかに〇)	
障害者雇用状況		雇用率	2.5		養務がある場合は 状況報告書の記載	記載 はと一致させてください)	■雇用義務がある場合 雇用率は別途提出する最新の「障 害者雇用状況報告書」に基づき記
	/T1/\{\frac{1}{2}\tau_{\text{.}}	雇用障害者 数				実績がある場合に記載	入してください。
	営業所名称	5	所 在 地(市町村名のみ)			施可能な営業品目 務の番号で記載)※	■雇用義務がない場合 ①雇用実績がある場合は実雇用人 数を記載。 ②雇用実績がない場合はなにも記
	松江営業所			松江市	1	, 2, 3, 6, 8, 15	載しない。
県内営業所	浜田営業所		浜田市		1, 2	★ 委任の有無にかかわらず、	
一覧						申請する業務を実施することができる県内の営業所を全て記載してください。	
							(委任先営業所は別途下表に記載 してください。)

■ 登録・許可

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項又は松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項の登録を受けている浄化槽保守点検業を営む区域	※浄化槽保守点検業務の資格審査を受けようとする場合のみ記入
浄化槽法第35条第1項の許可を受けている県内の市町村名	※浄化槽清掃業務の資格審査を受けようとする場合のみ記入
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可(浄化槽汚泥) を受けている県内の市町村名(旧市町村名)	※浄化槽清掃業務の資格審査を受けようとする場合のみ記入
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けている県内の市町村名	※廃棄物処理業務(一般廃棄物の収集運搬業) の資格審査を受けようとする場合のみ記入
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けている県内の市町村名	※廃棄物処理業務(一般廃棄物の処分業)の資格審査を受けようとする場合のみ記入

■ 委任に関する事項

委任の有無		有 ・ 無 (本社のみ) (いずれかに○をし、有の場合は以下を記入してください。)	
委任	上期間	認定日 ~ 令和9年12月31日	
委 任 (次の1~5) て受任者に委	事 項 に係る事項を全 性します。)	1 入札及び見積に関する件 2 契約締結に関する件 3 契約の履行に関する件 4 契約の履行に伴う代金請求及び受領に関する件 5 その他1から4までに付帯する一切の件	
受	委任する 業務の番号※	1, 2, 3, 6, 8, 15	
任 者 1		(フリガナ) マツエエイギョウショ	
1 1	名称	松江営業所	資格申詢
受	委任する 業務の番号※		先営業ださい。
受 任 者 2	名称	(フリガナ)	※委任 す。一 できま
受 任 者 3	委任する 業務の番号※		
	名称	(フリガナ)	

記入上の注意事項

- ・※「業務の番号」は、「審査の手引き(個別編)」の8ページ等で確認してください。
- ・「受任者」の欄は、「入札参加資格申請書」または資格申請システムの記載内容と一致させてください。
- ・「受任者」の欄が不足する場合は適宜追加してください。 (別紙による提出可)

情システムで入力した「委任 折」欄と、必ず一致させてく

■項は上記の5項目全てで ₿の事項のみ委任することは ん。

業務に関係する資格及び許認可等調書

■ 申請者	
	(フリガナ) シマネケンカンザイ
商号又は名称	株式会社島根県管財

■以下の申請する業務に☑をつけ、業務に関係する資格・許認可を確認してください。提出書類がある場合は☑をつけ、書類を添付してください。 また、業務に関する資格については、有資格者の人数を記載してください。(記載がない場合は0とみなします。)

業務の				申請す 提出書類に 夕 業務名 る業務 業務に関係す		業務に関係する資格・許認可 及び 提出書類	有資格者数 (人)											
番号	* ************************************		12/2	必須	あれば 提 出	「あれば提出」の項目は、提出する許可証の写しがある	会社 全体	うち 県内										
1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			∠	建築物清掃業登録の登録証の写し 場合のみ足してください。 (該当の許可証がない場合は足しないでください。)												
	清掃業務 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		V			建築物環境衛生総合管理業登録の登録証の写し												
2	機	檨械警備業務	V			警備業法第3条にかかる公安委員会の認定証の写し												
3	警	 子備員警備業務	Ø			警備業法第3条にかかる公安委員会の認定証の写し												
4	貯	·水槽清掃業務				建築物飲料水貯水槽清掃業登録の登録証の写し		/										
5	害	虫等防除業務				建築物ねずみ昆虫等防除業登録の登録証の写し												
6	6 净化槽保守点検業務		N	V		島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録証の写し 又は 松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録証の写し												
						浄化槽管理士	5	1										
7	7 净化槽清掃業務					「浄化槽法第35条第1項」に基づく浄化槽清掃の市町村長の許可の写し (許可を受けている県内の市町村(旧市町村)分全て提出)		***************************************										
	71	が101日/HJID本4の				「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条」による市町村長の許可証(浄化槽汚泥)の写し(許可を受けている県内の市町村(旧市町村)分全て提出)。												
		一般廃棄物の収集運搬				廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項による市町村長の許可証の写し (許可を受けている <u>県内の市町村分</u> 全て提出)												
	棄物処理業務	一般廃棄物の処分			***************************************	同法律第7条第6項による市町村長の許可の写し (許可を受けている <u>県内の市町村分全て</u> 提出)												
		産業廃棄物の収集運搬	Ø	Ø		同法第14条第1項による都道府県知事の許可証の写し ※ <u>島根県以外の許可の場合</u> はこちらを記載【 許可都道府県名 : 鳥取県 】												
8		産業廃棄物の処分				同法第第14条第6項による都道府県知事の許可の写し												
																※島根県以外の許可の場合はこちらを記載【許可都道府県名:】		
		特別管理産業廃棄物 の収集運搬										同法第14条の4による都道府県知事の許可証の写し						
						※ <u>島根県以外の許可の場合</u> はこちらを記載 【許可都道府県名:】												
		特別管理産業廃棄物 の処分				同法第14条の4第6項による都道府県知事の許可の写し												
						※ <u>島根県以外の許可の場合</u> はこちらを記載【 許可都道府県名 :】												
9	空	₹調機器保守点検業務						***************************************										

業務の	NIA TELE DE	申請する業務	提出書類に図		- 業務に関係する許認可・資格 及び 提出書類		有資格者数 (人)	
の番号	の 業務名 番 号		必須	あれば 提出			会社 全体	うち 県内
10	昇降機保守点検業務				 ① 昇降機検査資格者登載証の写し及び ② 当該資格者を雇用していることを証する書類の写し 昇降機検査 ※【①②共に必須】提出書類はそれぞれ3名までは全員、3名を超える場合は3名分を提出。 	資格者		
11	消防用設備点検業務				第1類消防語 ①消防設備士免状の写し(両面) 又は ②総務省令で定める資格の写し 及び ③当該資格者を雇用していること を証する書類の写し ※【①②はどちらか、③は必須】 提出書類は、甲・乙は共通として、 各類、各種ごとに3名までは全員、 3名を超える場合は3名分を提出。 第1類消防語 第6類消防語 第7類消防語 第7類消防語 第7類消防語 第7類消防語 第7類消防語 第7類消防語	備士(甲・乙共通) 設備士(甲・乙共通) 設備士(甲・乙共通) 設備士(甲・乙共通) 設備士(甲・乙共通) 設備士(甲・乙共通) 設備士(甲・乙共通) 設備士(甲・乙共通) 設備士(甲・乙共通) 設備士(甲・乙共通) 対備式(検資格者		
12	オイルタンク 清掃点検業務				地下タンク等定期点検事業者認定証の写し 定期点検技術者講習修了者			
13	電気設備保守点検業務				電気主任技術者 第1種電気工事士 第2種電気工事士 自家発電設備専門技術者			
14	電話交換設備 保守点検業務				工事担任者資格者 ※種別に関わらず資格所有者の総数を記載してください。			
15	ボイラー保守点検業務	Ø	Ø		①ボイラー整備士免許証の写し(両面) 及び ②当該資格者を雇用していること を証する書類の写し ※【①②共に必須】提出書類はそれぞれ3名までは全員、3名を超える場合は3名分を提出。	ī±	3	3
16	電気供給業務				電気事業法第2条の2に定められる電気事業登録を受けていること	を証明する書類の写し		
備考欄								

- ※ 記載にあたっては「審査の手引き(個別編)」の4,6~8ページをよく読み、業務ごとの必須資格の詳細を確認してください。
- ※ 提出する許認可等の写しについては必ず申請日以降の有効期間であること。 ただし、更新中のときはその旨を備考欄に記載し、後日提出してください。
- ※「当該資格者を雇用していることを証する書類の写し」については、健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者証の写し等のほか、任意様式の雇用証明書(押印必須)の提出も可能です。 (証明書の写しを提出する場合は、<u>資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報はマスキング</u>して提出してください。)
- ※ 資格申請システムの「登録を受けている事業」欄の入力内容も併せてご確認ください。

項